

平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

\_\_\_\_\_学校

校長\_\_\_\_\_殿

\_\_\_\_\_ P T A

会長\_\_\_\_\_⑩

## 支 出 金 返 還 請 求 書

### 1. 請求の趣旨

\_\_\_\_\_ P T A (以下、「当会」という。)は、当会会員が P T A 活動のために負担した拠出金 (以下、「拠出金」という。)から当会会計として、  
\_\_\_\_\_ 学校 (以下、「貴校」という。)の教職員に対し、平成  
\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日から\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日までに、合計\_\_\_\_\_  
円を支出した (以下、合計額を「本件支出金」といい、その内訳は、「3. 本件  
支出金の内訳」にて後掲する)。

本件支出金は、地方自治法、地方公務員法、教育公務員特例法及び関連条例  
並びに規則又は議会決議 (規則名 \_\_\_\_\_  
決議名 \_\_\_\_\_) といった法令等の根拠がなく  
又は法令等に違反し、若しくは当会の (会則 総会決議 役員会決議  
会長決済) (の根拠がなく に違反し)、無効であって不当利得である。

したがって、当会は、民法 (703 704) 条に基づいて (本件支  
出金を受領した教職員 本件支出金を受領した教職員を指揮監督する貴殿)  
に対して、(本件支出金 本件支出金及び「3」に掲載の各支出日から返還  
済みまで年5分の割合による金員) の返還を請求する。

## 2. 請求の理由

当会会員の拠出金は、本来、P T A活動のために使われるものである。

しかし、本件支出金は、「3」に掲載のとおり、(  貴校の不当な圧力により  
 貴校の詳細な説明なく  P T A活動とは無関係に 当会の  会則  総  
 会決議  役員会決議  会長決済 の根拠なく)、貴校の教職員に対して支出  
されたものである。

そもそも、①一般法たる地方公務員法38条で、「職員は、任命権者の許可を受けなければ、人事委員会規則（人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則）で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない」と定められている。②また、特別法たる教育公務員特例法17条で「教育公務員は、教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事することが本務の遂行に支障がないと任命権者において認める場合には、給与を受け、又は受けなくて、その職を兼ね、又はその事業若しくは事務に従事することができる」とある。

つまり、貴校の教職員は、任命権者たる（ \_\_\_\_\_ 教育委員会）（  による許可  への届出）がなければ、①報酬を得て、いかなる事業若しくは事務にも従事してはならず、②（ \_\_\_\_\_ 教育委員会）が認める例外的な場合に限り、給与を受けて、教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事することができるのであって、その他の場合は、報酬又は給与を受けてはならない。本件支出金は、これらの法令等に基づかず又はこれらの法令等に違反しており、無効なものである。

また、公立学校の教職員は、建前として時間外勤務手当（残業代）はないが、地方自治法及び関連条例並びに規則といった法令等によって、実態として時間

外勤務手当に相当する手当を別途支給されている。さらに、月給に4%を上乗せした「教職調整額」等の手当を支給されている。それらをもって、教職員の職務への対価の支払いは完結している。本件支出金は、これらの法令等の趣旨にも悖り、無効なものである。

つまり、本件支出金は、(  貴校の不当な圧力により  貴校の詳細な説明なく  P T A活動とは無関係に 当会の  会則  総会決議  役員会決議  会長決済 の根拠なく)、当会との契約関係及び雇用関係にない貴校の教職員に対し、実質的な報酬又は手当(給与)として法律上の原因なく支出されたものである。

したがって、貴校の教職員は、これらの背景事情を(  知らずに  知りながら )「法律上の原因なく」、当会の「財産」によって「利益を受け」たのであるから、当会は、民法(  703  704 )条に基づいて、(  本件支出金を受領した教職員  本件支出金を受領した教職員を指揮監督する貴殿 )に対し、(  本件支出金  本件支出金及び「3」に掲載の各支出日から返還済みまで年5分の割合による金員 )の返還を請求する。

### 3. 本件支出金の内訳

年月日	支出科目	金額	内訳、備考、支出先等


4. 添付資料

- ①
- ②
- ③
- ④
- ⑤
- ⑥
- ⑦
- ⑧
- ⑨

⑩

以上